

## 4. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)

### 4-1 行為の制限を行うべき対象

大村市における良好な景観形成を図る上で、建築物の建築、工作物の建設、開発等を行う場合には、行為の届出を行い、景観形成基準に適合するかの確認を行うこととなります。

なお、届出・審査について、市民・事業者の理解と協力を得て適切に進めるため、届出制度の内容を周知徹底し、良好な景観形成の誘導を行うものとします。

#### (1) 全市対象とする行為の届出

全市域を対象区域とする景観計画区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象となる行為、規模等は、次のとおりです。

<届出対象行為、行為の規模を定める視点>

- “のびのび” “ひろびろ” の景観特徴を阻害しないこと
- 全市域のどこでも守るべき最低限の景観ルールとすること
- 将来世代に引き継ぐ良質で好感の持てるまちなみと調和したデザインを誘導すること

<届出行為の種類と届出対象の規模>

行為の種類		届出対象の規模
建築物の新築等*	○新築、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが15メートルを超え、又は地階を除く階数が5以上である建築物 ○床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物 ○上記各項目に該当する建築物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が2分の1以上のもの
工作物の新築等*	○新設、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)が15メートルを超える工作物 ○高さが2メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超える塀、垣、門、金網、擁壁、石垣等 ○高さ10メートルを超える建築物に設置する太陽光パネル又はパネル面積の合計が50平方メートルを超える太陽光パネル ○上記各項目に該当する工作物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が2分の1以上のもの
○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		○都市計画区域内で区域面積3,000平方メートル以上、都市計画区域外で区域面積10,000平方メートル以上の開発行為

行為の種類	届出対象の規模
○土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	○都市計画区域内で区域面積 3,000 平方メートル以上、都市計画区域外で区域面積 10,000 平方メートル以上の土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ○面積が 3,000 平方メートル以上の木竹の伐採
○屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積	○高さ 5 メートルを超え、又は面積が 3,000 平方メートルを超える土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の屋外での堆積（堆積期間が 60 日以内のものは除く。）
適用除外	○届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為については景観法施行令第 8 条で定める行為とする。 ○大村市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない行為

\* 建築物: 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物

\* 工作物: (1) 垣、門、塀、金網、擁壁、石垣その他これらに類するもの

(2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの

(3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの

(4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

(5) 鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）

(6) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物

(7) 観覧車、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

(9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は加工する施設

(10) 自動車等の収納の用途に供する立体的な施設

(11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設

(12) 太陽光発電設備等その他これらに類するもの

(13) その他市長が指定したもの